

項 目	内 容
1. 商品名	企業サポートローン「創業」
2. 資金使途	事業用資金（運転資金および設備資金）
3. 借入資格	以下の条件を満たす法人および個人事業者 当金庫の地区内にて新たに創業を計画している事業者および新規創業後 2 年以内の事業者 本人（法人の場合は代表者）または本人と生計を一にする親族が 2 年以上、当金庫営業地区内に居住している事業者 新事業の具体的計画「創業計画書」を有している事業者 創業時の資金については、必要資金の 30%以上の自己資金を有していること。 （融資金額は、必要資金の 70%が上限となります。） 当金庫との与信取引のない事業者 各商工会議所等連携融資（特別融資）制度等ご利用の場合は、既に当金庫と与信取引のある事業者の方でもご利用可能です。 当金庫の会員資格を有する事業者 諸税の延滞のない事業者 その他、当金庫所定の条件を満たす事業者
4. 融資期間	運転資金 6 ヶ月以上 5 年以内（1 ヶ月単位） 設備資金 6 ヶ月以上 7 年以内（1 ヶ月単位）
5. 融資金額	10 万円以上 500 万円以内（1 千円単位） 決算状況等により、ご利用いただける融資枠が制限される場合があります。
6. 融資利率およびその基準と頻度	変動金利 ご融資の利率は、当金庫長期貸出基準金利に基づき当金庫が定める所定金利とさせていただきます。ご融資後の利率は、当金庫長期貸出基準金利に変動があった場合に、その変動幅にてスライドします。 各商工会議所等連携融資（特別融資）制度等ご利用の場合は融資利率から更に年率 0.10%引き下げします。 団体信用生命保険制度をご利用の場合は融資利率に 0.55%上乗せいたします。
7. 返済方法	元金均等毎月返済とします。（毎月決まった元金に利息を加えた金額を、ご指定の預金口座から引落させていただきます。）（当初 6 ヶ月返済据置可）
8. 担保	原則不要 既に提供していただいている担保、および今後他の取引などにより新たに担保を提供していただく場合、この融資は当該担保の対象となる場合がございます。また、決算状況等により担保を追加いただく場合もございます。
9. 保証人	【信用保証協会をご利用の場合】 法人 … 原則代表者 1 名 個人事業者 … 原則不要 【信用保証協会をご利用にならない場合】 法人 … 原則代表者 1 名と他 1 名 個人事業者 … 原則配偶者・後継者・法定相続人の中から 1 名 法人の場合で、各商工会議所等連携融資（特別融資）制度等ご利用の場合は、原則代表者 1 名。 既に締結している根保証契約、および今後新たに根保証契約を締結する場合、この融資は当該保証の対象となります。また、決算状況等により保証人を追加いただく場合もございます。
10. 保証料	信用保証協会をご利用の場合は、同協会所定の保証料が必要となります。
11. その他参考事項	金利、ご用意いただく書類等につきましては、窓口にお申し出ください。 返済額をお知りになりたい方は、窓口にて試算しますのでお申し出ください。 1 事業所 1 件の取扱いとさせていただきます。 お申し込みの際は事前の審査をさせていただきます。結果によっては、ご希望に添えない場合もございますので、あらかじめご了承ください。

12. 苦情処理措置・ 紛争解決措置	<p data-bbox="395 219 1520 327">苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または本部コンプライアンス統括部（当金庫営業日 9 時～17 時、電話：0120-001-772）にお申し出ください。</p> <p data-bbox="395 331 1520 651">紛争解決措置 東京弁護士会（月～金曜日（祝日、年末年始除く）9時30分～12時・13時～15時、電話：03 - 3581 - 0031）、第一東京弁護士会（月～金曜日（祝日、年末年始除く）10時～12時・13時～16時、電話：03 - 3595 - 8588）、第二東京弁護士会（月～金曜日（祝日、年末年始除く）9時30分～12時・13時～17時、電話：03 - 3581 - 2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記コンプライアンス統括部または全国しんきん相談所（信用金庫営業日9時～17時、電話：03 - 3517 - 5825）にお申し出ください。</p>
-----------------------	--